

飯山市基本構想審議会条例 (昭和56年10月12日条例第25号)

最終改正:令和4年3月25日条例第4号

改正内容:令和4年3月25日条例第4号 [令和4年3月25日]

○飯山市基本構想審議会条例

昭和56年10月12日条例第25号

改正

令和4年3月25日条例第4号

飯山市基本構想審議会条例

(設置)

第1条 飯山市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想に関する重要事項を調査審議するため、飯山市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、基本構想及びこれに即する基本計画に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の代表者

(2) 識見を有する者

(3) 公募による市民

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 専門の事項を調査するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門事項に関する調査を終了するまでとする。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 飯山市基本計画審議会条例(昭和51年飯山市条例第5号)は、廃止する。

3 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年飯山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中

「基本計画審議会の委員」

を

「基本構想審議会の委員」

に改める。

附 則 (令和4年3月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。